

石川県公報

令和5年4月3日（月曜日）

号 外

（第 29 号）

目 次

公 告		教育委員会	
○令和5年度調理師試験公告	(健康推進課) 1	○夜間中学開設準備室の設置	1
		○世界遺産推進室の廃止	2
		○文化遺産活用推進室の設置	2

公 告

令和5年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2の規定により、試験事務の全部を公益社団法人調理技術技能センターに委任し、令和5年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和5年4月3日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

本試験 令和5年10月28日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

再試験 令和5年12月9日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

※本試験が台風等により実施できなくなった場合に限り再試験を行う。

2 試験場

金沢市尾山町9-13

金沢商工会議所

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願方法

次に定めるところにより、出願書類一式を郵送すること。

(1) 提出先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

公益社団法人 調理技術技能センター

電話番号 03-3667-1815

(2) 受付期間

令和5年5月8日（月）から同年6月2日（金）まで

5 その他

出願書類の請求及び試験詳細に係る問い合わせ等については、公益社団法人調理技術技能センターに行うこと。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第6号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、令和5年4月1日次のとおり室を設置した。

令和5年4月3日

石川 県 教 育 委 員 会

- 1 名称
夜間中学開設準備室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
夜間中学の開設準備に関すること。

石川県教育委員会告示第7号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により設置した世界遺産推進室は、令和5年3月31日限り廃止した。

令和5年4月3日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第8号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和5年4月1日次のとおり室を設置した。

令和5年4月3日

石川 県 教 育 委 員 会

- 1 名称
文化遺産活用推進室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
 - (1) 文化財の保存及び活用に関すること。
 - (2) 世界遺産登録の推進に関すること。